（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

	国又は地域		［略］	クロアチア	コソボ	ジョージア	［略］
	種別	単位		ｸｰﾅ	ﾕｰﾛ	ﾗﾘ	
3	旅券法(昭和26年法律第267号)第5条第1項本文の一般旅券の発給(旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第382号)による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令(以下「改正前の政令」という。)第1条第6項の適用を受ける場合(10年旅券：永住目的等))			135	18	56	
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(10年旅券：JICA関連))			35	5	14	
4	旅券法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給(改正前の政令第1条第6項の適用を受ける場合(5年旅券：永住目的等))			90	12	37	
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(5年旅券：JICA関連))			20	3	9	

改正前

	国又は地域		［略］	クロアチア	［項を加える。］	ジョージア	［略］
	種別	単位		ｸｰﾅ		ﾗﾘ	
3	旅券法(昭和26年法律第267号)第5条第1項本文の一般旅券の発給(旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第382号)による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令(以下「改正前の政令」という。)第1条第6項の適用を受ける場合(10年旅券：永住目的等))			135		56	
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(10年旅券：JICA関連))			35		14	
4	旅券法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給(改正前の政令第1条第6項の適用を受ける場合(5年旅券：永住目的等))			90		37	
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(5年旅券：JICA関連))			20		9	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、令和二年一月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。